

せとうち観光専門職短期大学 間接経費取扱規程

(趣旨)

第1条 競争的資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）において、直接経費（競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費）に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費であることが定義されていることを踏まえ、せとうち観光専門職短期大学（以下「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについては、文部科学省が定める科学研究費補助金取扱規程、各省庁等で定める研究費補助金取扱規程、本学が定める諸規程等によるほか、本規程によるものとする。

(定義)

第2条 本規程における次の用語は、以下の通り定義する。

- (1) 「配分機関」…競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。
- (2) 「被配分機関」…競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。
- (3) 「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。
- (4) 「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

(間接経費の配分)

第3条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の所属する学科に、当該競争的資金に係る間接経費（以下「当該間接経費」という。）の30%を、事務局に当該間接経費の70%を配分するものとする。

- 2 第1項の配分処理は、原則として第三者からの入金後3ヶ月以内に行う。ただし、9月末までの入金分は10月に取り纏めて配分処理を行うことができる。

(間接経費の使途)

第4条 当該研究者の所属学科に配分する間接経費及び事務局に配分する間接経費の使途は、別表の分類によるものとする。

(間接経費の管理及び使途の決定)

第5条 当該研究者の所属学科等に配分する間接経費の管理及び使途の決定は、当該学科

の学科長が、事務局に配分する間接経費の管理及び使途の決定は事務局長が行う。

- 2 間接経費の配分を受けた学科長及び事務局長は、効率的な執行を行うとともに、使途の透明性確保に努めるものとする。

(間接経費の報告)

第6条 学長は、間接経費にかかる証拠書類を保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、配分機関(競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関または研究者に配分する機関。)に報告する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、学長が決定する。

(その他の事項)

第8条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

- 2 競争的資金以外の間接経費についても、本規程を準用する。

附 則

本規程は、2021年4月1日から施行する。

<別表>

間接経費の主な使途の例示

<p>管理部門に係る経費</p>	<p>(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費 (2) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費</p>
<p>研究部門に係る経費</p>	<p>(1) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 (2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料) (3) 特許関連経費 (4) 研究棟の整備、維持及び運営経費 (5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費 (6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費 (7) 設備の整備、維持及び運営経費 (8) ネットワークの整備、維持及び運営経費 (9) 大型計算機(スーパーコンピュータを含む。)の整備、維持及び運営経費 (10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費 (11) 図書館の整備、維持及び運営経費</p>
<p>その他の関連する事業部門に係る経費</p>	<p>(1) 研究成果展開事業に係る経費 (2) 広報事業に係る経費</p>

上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。